

熊本地震に伴う募金および義援金について（質問）

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年4月29日）

標記の件について、「熊本地震」の「被災地」は具体的にどの市区町村が該当すると認識しているか。

【回答】（回答日：2016年5月9日）

（総務部渉外課より）

被災地とは、熊本県熊本地方を震源とする地震により被害を受けた市区町村、具体的には文部科学省が発表しております「熊本県熊本地方を震源とする地震による被害情報」に記載の市区町村が該当するものと認識していますが、今後、変動（追加）があり得ます。

（参考）文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/kumamotojisin/

本義援金をお渡しする具体的な自治体については、現在のところ未定ですが、集まった金額や被災状況等により、本学関連施設の所在する自治体、例えば熊本県南阿蘇村（理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター所在）などにお渡しできればと考えています。